

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 告 示 目 次

- 倉吉都市計画倉吉駅裏土地区画整理事業の事業計画の認可
- 道路の区域変更
- 牛の肝てつ検査及び駆除
- 昭和三十五年第四次二等陸、海、空士の募集期間
- 定期外の健康診断の実施
- 〃
- 家畜人工授精師の免許
- 牛及び馬の炭そ予防注射の実施
- 牛の肝てつ検査等
- 鳥取県水産製品検査員証の交付
- 保険医の登録
- ◇ 選管告示
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示
- 定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五百四十四号

倉吉都市計画倉吉駅裏土地区画整理事業の事業計画を認可したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第六項の規定により次のように告示する。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称
倉吉駅裏土地区画整理事業
- 二 施行者の名称 倉吉市
- 三 施行地区に含まれる地域の名称
倉吉市巖城字向河原加藍橋、二重堤、馬場尻の一部
〃 宮川町字駒田、宮川、三通田の一部、字下土手根、二重堤、中土手根の全部
〃 堺町三丁目字上土手根、上河原、舁形、馬場の内の一部

明治町字東武者、西武者、御蔵跡の一部

大正町字二重上手、旭田、薬師繩手、布留舎
伴の一部

福吉町二丁目字馬渡り樹、須賀の間、長門上
手、見取、新土手、東太流

金森、下中島、西太流、西馬座の一部

四 事務所の所在地
倉吉市葵町七二二 倉吉市役所内

五 事業計画認可の年月日
昭和三十五年十一月七日

鳥取県告示第五百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十九条の規定に基づき、中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間		敷地の幅員	延(メートル)	備考
			別	新			
一級国道	二十九号	鳥取県岩美郡津ノ井村大字杉崎字下赤石五二一ノ三から	新	七、五	八	一、〇三五、四	拡幅
			旧	一、五	一三	一、〇三五、四	
"	"	鳥取県八頭郡若桜町大字岸野字上土井二六ノ九から	新	一〇、五	一、一五二		拡幅
			旧	四、五	一、一五二		

鳥取県告示第五百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病

大字小舟字大將軍七九五ノ四から
大字大野字オワタ二〇二ノ一まで

岩美郡岩美町大字洗井字青山頭一、九三
一ノ一八から
〇ノ一四まで

気高郡青谷町大字青谷字センバ一、八五
六から
六から
六まで

鳥取市伏野字渡り上り九八ノ二から

字小円道一ノ二、二五四ノ二まで

鳥取県気高郡気高町大字酒津字東ノ切三七一ノ一九から
四五まで

字西ノ切七〇五ノ

大字奥沢見字向水尻一、三
字水尻九四ノ一

予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	備考
一〇	七	一三	一五	一	四	一	一	一	一	一	一	
一〇	七	一三	一五	一	四	一	一	一	一	一	一	
一〇	七	一三	一五	一	四	一	一	一	一	一	一	

昭和三十五年十一月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 牛の肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十一月十九日 西伯郡名和町下大山 下大山家畜検査所

二十一日 " " 陣構 陣構 "

二十四日 " " 新渡道 新渡道 "

二十五日 " " 新高田 新高田 "

二十六日 " 中山町林ヶ峯 林ヶ峯 "
二十八日 " " 二本松 二本松 "
二十九日 " 大山町香取 香取 "
三十日 " " " "

鳥取県告示第五百四十七号

昭和三十五年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十五年十一月十日から昭和三十六年一月十日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり実施する。
昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者
旅館、飲食店、喫茶店、興行場、菓子製造業各従業者

二 健康診断の実施期日

昭和三十五年十一月十日から

昭和三十五年十一月三十日まで

三 健康診断の実施区域及び方法
レントゲン自動車にて根雨保健所管内全町を巡回実施

鳥取県告示第五百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく、定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者

1 食品業従事者

2 調理士

3 旅館業従事者

4 はり師、あん摩師、きゆう師、柔道整復士

二 健康診断の実施期日

昭和三十五年十一月十四日から

昭和三十五年十一月三十日まで

三 検診の場所 浜村保健所

鳥取県告示第五百五十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類

免許番号 住所 氏名

五三八号	牛	鳥取県日野郡溝口町 福居七一番地	西村 幸治
五三九号	豚	鳥取市豆腐町 四七番地	中井 富雄
五四〇号	〃	〃 東伯郡東伯町 大字八橋一七五三ノ一	徳本 正明
五四一号	〃	〃 赤碕町 松谷六〇六番地	畑中 良博

鳥取県告示第五百五十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛及び馬の炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛及び馬。ただし、生後四月以内分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 炭そ第二予防液皮内注射法

別表ハ 炭そ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十一月十六日	西伯郡中山町上中山	上中山家畜検診所
十七日	〃 下中山	下中山
〃	〃 赤碕町安田、赤碕	赤碕、安田
十八日	〃 成美	成美
十九日	〃 以西	以西
二十二日	東伯郡東伯町浦安、八橋	浦安、八橋
二十四日	〃 上郷	上郷
二十五日	〃 下郷	下郷
二十六日	〃 古布庄	古布庄
二十九日	〃 北条町下北条	下北条

鳥取県告示第五百五十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査並びに駆除及び鶏のひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育する鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表ハ 肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十一月十六日	西伯郡中山町上中山	上中山家畜検診所
十七日	〃 下中山	下中山
〃	〃 東伯郡赤碕町安田、赤碕	安田 赤碕
十八日	〃 成美	成美
十九日	〃 以西	以西
二十二日	〃 東伯町八橋、浦安	八橋、浦安
二十四日	〃 上郷	上郷
二十五日	〃 下郷	下郷
二十六日	〃 古布庄	古布庄
二十八日	〃 大栄町大誠	大誠
二十九日	〃 由良	由良
三十日	〃 栄	栄

二十九日	倉吉市灘手	灘手	二十一日	大覚寺	佐々木
十二月一日	東伯郡北条町下北条	下北条	二十二日	御弓町	宮木
"	東郷町花見	花見	二十四日	向国安	横山
二日	泊村泊	泊	二十五日	岩美郡国府町宮ノ下	白井
"	矢送、南谷	山守、矢送、南谷	"	国分寺	河村
三日	三朝、小鹿	旭、三朝、小鹿	二十六日	"	横川
五日	倉吉市北谷	北谷	二十八日	岩美町新井	辻
六日	高城	高城	"	広岡	田中
七日	社	上小鴨、小鴨	二十九日	鳥取市大寺屋	船越
八日	上北条	西郷、上井、上北条	"	堀越	小松
十一月十六日	鳥取市賀露	白間種鶏場	三十日	岩美郡岩美町岩常	田淵
十七日	"	"	"	福部村細川	横山
十八日	"	"	"	"	"
十九日	"	岸田	"	"	"

別表ロ	ひな白痴検査	実施場所	岩美郡岩美町岩常	上林
実施期日	実施区域	実施場所	賀露	小原
十一月十六日	鳥取市賀露	白間種鶏場	"	小谷
十七日	"	"	"	堀越
十八日	"	"	"	船越
十九日	"	岸田	"	田中

鳥取県告示第五百五十三号

鳥取県水産製品検査条例 (昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号) 第八条第二項の規定による鳥取県水産製

鳥取県水産製品検査員証番号	氏名	職名
第九号	本田和民	鳥取県技術吏員
第十号	寿崎洋一	"

氏名	住所
桑田昭	東伯郡三朝町山田
都田治	境港市渡町一、二一〇
森下卓郎	米子市大谷町一〇七ノ七
門脇好登	中町八六

鳥取県告示第五百五十四号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及

品検査員証を次のように交付した。

昭和三十五年十一月十一日	鳥取県知事 石 破 二 朗
--------------	---------------

勤務所	交付年月日
農林部水産課	昭和三十五年十一月一日
"	"

び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月十一日	鳥取県知事 石 破 二 朗
--------------	---------------

登録の記号及び番号

鳥医八一七	昭和三十五年十一月一日
" 八一八	"
" 八一九	"
" 八二〇	"

梅田康之	〃	皆生温泉
岩本滋弥	〃	西伯郡名和町御来屋
清水達夫	〃	米子市加茂町一丁目
伴敏彦	〃	立町三の一〇八
水野正彦	〃	灘町一の三二
船木享	〃	西伯郡中山町下市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和三十五年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

- 昭和三十五年十一月十一日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一日時 昭和三十五年十一月十二日午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 衆議院議員総選挙の執行について

〃	八二一	〃
〃	八二二	〃
〃	八二三	〃
〃	八二四	〃
〃	八二五	〃
鳥鹵二〇八	〃	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

- 昭和三十五年十一月十一日
- 鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦
- 一日時 昭和三十五年十一月十一日午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 1 市町村教育長の承認について
- 2 高等学校の設置課程再編成計画について
- 3 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

〔定価 一部月極一三〇円（配送料共）〕